

商標使用契約に関する細則

1 (目的)

室内環境学会標準法準拠の商標を管理・運用する商標会員は、商標の適正な管理・運用を行うために室内環境学会(以下、本学会という)と商標使用契約を結ばなければならない。

2 (契約書のひな型)

以下に商標使用契約書のひな型を示す。

商標使用契約書

室内環境学会(以下 甲という)とXXX(商標会員名)(以下 乙という)との間において、下記の事項により商標使用に関する契約を締結する。

第1条(契約)

商標管理委員会の審査を経た上、了とする場合契約が成立する。

第2条(目的)

商標を使用し、標準法の趣旨目的を達成する事業を推進するため。

第3条(内容)

乙は本契約を履行するため、法人定款に従い事業を推進する。

契約は5年とし、商標使用に関する細則に従い更新を妨げない。

第4条(審査料)

商標利用審査料は50,000円<税込>とし、更新料も同額とする。

第5条(支払方法)

乙は甲に対し審査が了とされた日より一週間(営業日)以内に甲の指定する銀行口座に現金を入金する。

振込みにかかる手数料は乙の負担とする。

第6条(その他)

1. 上記契約に定めない事項及び不測の事態が生じた事項については、双方の誠意ある話し合いにより円滑に協議して解決するものとする。
2. 本契約書は、XXXX年XX月XX日より発効する。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方の記名捺印の上各1通を保有するものとする。

XXXX年XX月XX日

甲 室内環境学会
会 長 XXXX 印

乙 商標会員法人名
代表者肩書 代表者名 印